

食品製造業パワーアップ事業 食品工場等の生産性向上支援業務委託仕様書

1 業務名

食品製造業パワーアップ事業 食品工場等の生産性向上支援業務

2 業務の目的

長崎県内食料品製造業者の振興を図るため、製造現場において、限られた人員で質の高い生産活動を行うことなどによる効率化を促進し、労働生産性の向上につなげる。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月13日（金）まで

4 委託業務の内容

食品工場等の生産性向上支援に係る業務一式

- (1) 目的達成に必要な年間プログラムの企画・立案・実行
- (2) 集合研修・ワークショップ、報告会
- (3) 個別企業への伴走支援、報告会
- (4) 実施報告書作成（成果分析、翌年度以降に向けた事業改善提案含む）

4の仕様等

4(1) 目的達成に必要な年間プログラムの企画・立案・実行について

- ア. 本委託業務の統括責任者を配置すること。
- イ. 業務の実施にあたり、プログラムやスケジュール構成を企画・立案し、委託者との協議により実行すること。

4(2) 集合研修・ワークショップ、報告会について

- ア. 参加事業者は従業員数20～100名程度の企業を中心に25～30社程度とし、その募集は主として委託者により行うが、選考等にあたっては、必要に応じて委託者と受託者により協議することとする。
- イ. 集合研修・ワークショップ（以下、「研修等」という。）は3回程度（各1～2日）とし、工場の管理・改善に関する内容で具体的なカリキュラムは受託者において作成

すること。なお、可能な限り参加者同士の交流や、研修等の終了後次の研修等までの間の実践を促す仕組みを取り入れること。

ウ．研修等の参加事業者による報告会を実施すること。

エ．会場については、受託者負担で準備することとし、研修等及び報告会の円滑な実施に向けて適切な会場選定を行うこと。なお、報告会については参加事業者以外の関係者も参加可能とし、委託者と協力して広く周知すること。

オ．現地及びオンラインでの併用開催とし、オンライン配信への対応を行うこと。

カ．幅広い事業者に認知いただくため周知用のチラシを作成し、必要部数の印刷を行うこと。

4(3) 個別企業への伴走支援、報告会について

ア．伴走支援の対象事業者は4(2)の参加企業から選考した8～10社程度とする。選考等に当たっては、企業の希望等を踏まえ、委託者と受託者により協議することとする。

イ．伴走支援に当たっては、事前ヒアリング（企業・商品概要、経営状況、現場の状況等）を実施の上、対象事業者の製造現場の改善に向けて適切なコンサルタント（食品等工場のコンサルティング実績必須）を対象事業者の製造現場に派遣すること。派遣回数は3～5回程度（各1～2日）とする。

ウ．対象事業者による報告会を実施すること。4(2)ウ．の報告会と同時に実施しても構わない。

エ．報告会の会場については、受託者負担で準備することとし、その円滑な実施に向けて適切な会場選定を行うこと。なお、報告会については対象事業者以外の関係者も参加可能とし、委託者と協力して広く周知すること。

オ．報告会は現地及びオンラインでの併用開催とし、オンライン配信への対応を行うこと。

カ．幅広い事業者に認知いただくため、周知用のチラシを作成し、必要部数の印刷を行うこと。4(2)ウ．の報告会周知と同時に実施しても構わない。

5 想定スケジュール

7月下旬～1月下旬：研修等及び伴走支援の実施

2月：報告会

3 月：委託者へ業務完了報告書を提出

6 業務完了報告

(1) 本業務完了後、令和8年3月13日（金）までに下記の書類を提出すること。

① 委託業務完了届 1 部

② 実績報告書 1 部および電子データを格納した CD-R または DVD-R 1 枚

(2) 提出場所

〒850-8570

長崎市尾上町 3-1 長崎県産業労働部 新産業推進課産地振興班

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 個人情報保護

受託者が委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(2) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

8 知的財産権の取扱い

受託者は、本委託業務の実施のために必要な受託者が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用にあたり支障のないよう書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、受託者の責任により対処すること。

9 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効果的に行ううえで必要と思われる業務については、書面により委託者の承諾を得て、業務の一部を委託することができる。

10 その他

(1) 業務上疑義が発生した場合は、委託者及び受託者の協議で業務を進めるものとする。

(2) 契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を作成し、委託者の承認を得ること。また、業務の実施にあたっては、委託者と十分協議したうえで行うこと。